平成２７年（フ）第４号
北海道留萌市港町１丁目５番地の５
債務者　今野　　瞳
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第６号
北海道留萌市開運町２丁目６番17号　スカイコーポ１－２
債務者　齋藤　文子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第２１号
群馬県桐生市新里町新川1237番地１
債務者　草間　弘喜
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第８号
岐阜県美濃加茂市下米田町小山42番地８　小山サンハイツ２－211号
債務者　林　　智則
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第４９号
三重県津市河芸町西千里1608番地　ラ・ネージュ101
債務者　大西　里奈
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５２号
三重県員弁郡東員町笹尾東３丁目９番７
債務者　平手　　香
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
三重県四日市市中川原１丁目５番36号　メゾンドールＣ－203
債務者　濵口　　章
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
三重県四日市市中川原１丁目５番36号　メゾンドールＣ－203
債務者　濵口由美子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
京都市右京区太秦辻ケ本町31番地５　太秦ハイツ201
債務者　池田　貴司
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
京都市伏見区竹田久保町17番地18
債務者　滝町　　陸
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８４号
京都市西京区山田南山田町30番地10　第一河合マンション103号
債務者　濵田　省治
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
京都市右京区嵯峨北堀町20番地12　嵯峨団地１－８、前住所京都市南区西九条南田町１番地３　九条公団1020号
債務者　加藤　雅美（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３０１号
京都市中京区西ノ京池ノ内町20番地42　市原敦子方
債務者　井野　秀美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９８号
兵庫県西宮市高畑町２番１－304号、前住所兵庫県西宮市田近野町７番４－206号
債務者　伊谷　博明
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４１号
兵庫県西宮市名塩さくら台２丁目17番地５
債務者　久保田聖貴
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４８号
兵庫県西宮市奥畑８番28号、前住所兵庫県西宮市田近野町７番34―106号
債務者　小西　真美
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６４号
兵庫県西宮市段上町８丁目９番３号
債務者　甲斐かよ子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係